

鳥取県町村消防火善補償組合規約中一部改正の件

鳥取県町村消防火善補償組合規約の一部を次のように改正する

昭和三十一年三月十一日提出 三朝町長 坂 雅

昭和三十一年四月十四日議決 三朝町議会 天 野 兼

鳥取県町村消防火善補償組合規約の一部を改正する規約

鳥取県町村消防火善補償組合規約の一部を次のように改正する。

標題を「鳥取県市町村消防火善補償組合規約」に改める。

第一条中「鳥取県市町村消防火善補償組合」とを「鳥取県市町村消防火善補償組合」に改める。

第二条中「鳥取県内の各町村」とを「鳥取県」と改める。

第三条中「各町村が処理すべき」とを「市町村が処理すべき」と改める。

第五条中「二十人」とを「十人」とし、組合市町村に改める。

第十条中「組合町村」とを「組合市町村」に改める。

附 則

この規約は地方自治法第二百八十六条第一項により、この規約の改正は、鳥取県知事の許可があつた日から施行し、第二条、第三条及び第十条の規定は昭和三十一年四月一日から適用する。

